

# 長崎型気候風土適応住宅基準

## 運用ガイドライン

### (解説書)



長崎型気候風土適応住宅基準作成検討会議

令和7年4月1日

## 目次

はじめにー我国のエネルギー事情と気候風土適応住宅ー / 3

長崎県地方の気候風土と住まい方 / 4

写真（早川家住宅、東山手洋館住宅群） / 5

### I 長崎型気候風土適応住宅の基準

1 気候風土適応住宅とは / 7

2 気候風土適応住宅の基準 / 7

3 長崎型気候風土適応住宅の基準

(1) 基準を定める目的 / 8

(2) 基準の適用 / 8

(3) 長崎型気候風土適応住宅の基準 / 9

(4) 長崎型気候風土適応住宅の基準 第三号について / 11

(5) 長崎型気候風土適応住宅の基準の適用にあたって / 11

4 省エネルギー基準への適合の確認

(1) 適合性を確認する性能 / 12

(2) 一次エネルギー消費量基準の適合確認 / 12

(3) 審査機関への手続きについて / 14

写真（県庁所在地・長崎市の景観、海に向かう山の斜面に並ぶ長崎市の住宅地） / 17

### II 長崎型気候風土適応住宅の基準 各条文の解説

1 基本的用語の解説 / 19

2 長崎型気候風土適応住宅基準の条文 / 20

3 長崎型気候風土適応住宅基準の条文構成について / 21

4 長崎型気候風土適応住宅基準の条文の解説 / 23

一 イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること / 23

一 ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること / 24

一 ハ 屋根が茅葺であること / 25

二 イ(1)(i) 片面を真壁造とした土塗壁であること / 26

二 イ(1)(ii) 片面を真壁造とした落とし込み板壁であること / 27

二 イ(1)(iii) 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること / 28

二 イ(2) 構造材（柱、梁、母屋及び土台）に用いる木材は、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること / 29

二 イ(3) 貫工法等であること / 30

- ニ イ(4) 床下が開放的であること / 31
- ニ イ(5) 外壁周長の過半が縁側等であること / 32
- ニ ロ(1)(i) 屋根が以下のいずれかの構造であること / 33
  - ① 化粧野地天井であること / 33
  - ② 面戸板現しであること / 34
  - ③ せがい造りであること / 35
- ニ ロ(1)(ii) 床が板張りであること / 36
- ニ ロ(1)(iii) 窓の過半が地場製作の木製建具であること / 37
- ニ ロ(2)(i) 軒の出が 0.9m 以上であること / 38
- ニ ロ(2)(ii) 通風に配慮した複数の窓を配置したものであること / 39
- ニ ロ(2)(iii) 主な居室の大きな窓が掃き出し、連窓、引き込み形式、多層構成の建具等であること / 41
- ニ ロ(2)(iv) 6 畳以上の広さの畳（県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳に限る）の間又は 5 ㎡以上の広さの土間を設置したものであること / 43
- ニ ロ(2)(v) 外壁の過半が塗壁（漆喰塗等）、板張り壁又は自然石貼り壁であること / 44
- ニ ロ(2)(vi) 内部の壁の仕上げの過半が塗壁（漆喰塗等）又は板張り壁であること / 46
- ニ ロ(2)(vii) 屋根が瓦で葺かれていること / 48
- ニ ロ(2)(viii) 柱、土台に長崎県産材である木材を用いたものであること / 49

### 第三号 所管行政庁が定める基準

- 三 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものとして定めたものであること / 51

- (1) 外壁が塗壁（漆喰塗等）、下見板張り壁又は自然石張り壁であること / 52
- (2) 屋根が寄棟造で、棧瓦で葺かれていること / 53
- (3) マントルピースと煙突を設置したものであること / 54
- (4) 窓の過半が鎧戸付きの木製建具（これに類するものを含む）であること / 55
- (5) 各階に奥行き 1.5 m 以上で、外壁の 1 辺の 1/2 以上の幅（同一面に複数設置する時は、その幅の合計）のテラス又はヴェランダを設置したものであること。 / 56

### III 参考資料

- 1 国土交通省 告示第 786 号、改正 告示第 975 号) / 59
- 2 長崎市洋館型住宅の対象地域 / 60

あとがき / 61

## はじめに

### 一 我国のエネルギー事情と気候風土適応住宅 一

我国のエネルギー消費量は、特に建築物の分野において、全体の約3割を占めるに至っており、2050年のカーボンニュートラルの実現のためには、同分野のエネルギー消費量の削減等が喫緊の課題となっています。

その課題を解決すべく、国は建築物省エネ法を改正し、これまで省エネルギー基準適合義務対象外となっていた住宅及び小規模建築物について、2025年4月より、省エネルギー基準適合を義務付けました。さらに2030年度以降新築される住宅については、段階的にZEH・ZEB水準への引き上げが予定されています。

その一方で、伝統的構法による住宅や地域固有の気候・風土に応じた住宅の新築が減り、断熱性能を確保するため、窓が少なく、あるいは小さくなり、壁は大壁とした画一的な意匠の住宅が主流になることが懸念されます。

そこで、長崎県内の所管行政庁においては、国が定める外皮基準の適用除外が認められる気候風土適応住宅の基準とは別に長崎県独自として「長崎型気候風土適応住宅」の基準を定めることとしました。

この基準の策定に関しては令和4年度から検討をはじめ、令和5年度には、長崎県産の材料の使用や長崎県固有の風土や景観等に合う要件、通風、日照等により省エネ等に寄与する要件等、外皮基準に適合させることが困難な要件を取りまとめた基準案を作成し、各業界関係団体や建築士会をはじめとした専門家等より意見聴取を実施し、令和6年4月より基準案の公表を行いました。

長崎型気候風土適応住宅には、長崎県内全域を対象とし、伝統的木造住宅等を想定した基準ならびに、長崎市内の旧居留地の範囲にある洋館型住宅を想定した、「県内の一部の地域を対象とした基準」という2つの考え方の基準があります。

令和6年度には、長崎型基準案の見直しと並行し、「長崎型気候風土適応住宅の基準」に関する運用ガイドラインを長崎県建築課、長崎市建築指導課を中心とした長崎県下の所管行政庁と一般社団法人長崎県建築士会、一般社団法人古民家再生協会が協働で作成する運びとなりました。

省エネ基準適合が義務化される中、設計や審査において、「長崎型気候風土適応住宅の基準」及び「同運用ガイドライン」を適切に活用、運用することで、長崎県特有の気候風土に応じた要件や特徴を備えた「長崎型気候風土適応住宅」が少しでも増えていくとともに、地域に根付いた伝統的な構法及び技術の継承がなされていくことを切に望みます。

長崎型気候風土適応住宅基準作成検討会議  
ガイドライン作成部会

## 長崎県地方の気候風土と住まい方

長崎県は九州本土北西端にあたり、北は朝鮮半島を望む玄界灘に位置する対馬島、壱岐島、西は中国大陸を遥かに望む東シナ海に位置する五島列島など海を隔て国境に面した海域に接し、黒潮の分流となる対馬海流（暖流）の影響を受ける土地柄となっています。本県は島しょ部が多く、島の数では日本で一番です。リアス式の海岸も多く、複雑な海岸地形のため、海岸線の総延長が非常に長いのが特徴で、北方領土を除けば、北海道の海岸線より長くなっています。併せて平野部が極端に少なく、特に外洋に面した地域では海岸線に向けて山が落ち込む斜面地に居住する集落が多いのも特徴となっています。それでもその傍ら、外洋から湖状に閉ざされたような大村湾や有明海に面した地域では、大村市や諫早市といった平地に恵まれた地域もあります。長崎県全体に共通して言えることは、秋季にかけては台風の通過経路に当たることが多く、外洋に面する海岸線に集落が形成されていることが多いため、南方海域で強く発達した台風が勢力を維持したまま上陸することから、その影響を強く受ける土地柄でもあります。風に関しては台風以外にも、海域からの季節風の影響も大きくなっています。このように長崎県は隣の佐賀県に接する地域以外は海に面する海洋県であることが大きな特徴です。気候に関しても壱岐・対馬や北部地域、有明海沿岸などで地域差もみられますが、長崎市周域などでは比較的雨が多く湿度が高く、気温も比較的高い地域であります。冬季は大陸からの寒波の影響も受け易いことがありますが、山間部を除いて氷点下まで気温が下がることは稀な地域です。近年では全国的に見られる猛暑、豪雨傾向が長崎県でも非常に高い気温や集中的な豪雨が観測されています。

このような気候風土に適応するため、県内においては、「夏には大きな窓等により自然の風を取込み涼感を得る」、「深い庇等により日射を遮り室内への流入を抑える」、「自然素材により湿気から建物を守る」、「冬には縁側、雨戸により熱移動を調節し寒さを緩和する」、「大きな窓や土間等により日射熱を集め蓄えて温かくする」等の設備に頼ることなく、省エネルギーに寄与する「住まい」、あるいは「住まい方」や、機械力や電動工具に頼らない手刻みによる加工や伝統的な継手仕口等の伝統的構法が近年ではその数を減らしながらも継承されてきました。

一方で、このような住まいは、外皮基準に適合することが困難であると想定される要素を含んでいることにより、令和7年4月から原則全ての新築住宅に対する省エネ基準の適合義務化によって、更に減少してしまうことが懸念されています。省エネ性能の向上は必要不可欠なことであるものの、そのことによって、地域の気候や風土に応じた伝統的な意匠や工法が失われていくことも極力避ける必要があります。

このようなことから、長崎の住まい・住まい方、景観、それを作ってきた材料や技術について、伝統的な工法を尊重しつつ、時代に適した進化を途絶えることなく未来へ継承していくためにも、長崎型気候風土適応住宅の基準を活かすことが出来れば良いのではないのでしょうか。



伝統的工法で建築された住宅 (諫早市 早川家住宅 1874年) (写真1)



長崎居留地の洋館住宅 (長崎市 東山手洋館住宅群 1887年頃) (写真2)

## I 長崎型気候風土適応住宅の基準

- I 長崎型気候風土適応住宅の基準について
  - 1 気候風土適応住宅とは
  - 2 気候風土適応住宅の基準
  - 3 長崎型気候風土適応住宅の基準
  - 4 省エネルギー基準への適合の確認

# 長崎型気候風土適応住宅の基準 (本章は長崎県内所管行政庁により作成)

令和7年4月1日

長崎県内所管行政庁

(長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、大村市、五島市)

## 1. 気候風土適応住宅とは

気候風土適応住宅とは、伝統的構法を採用する場合等で、地域の気候及び風土に応じた特徴を備えていることにより、建築物省エネ法で規定する外皮基準が適用除外となり、かつ、一次エネルギー消費量基準が緩和される住宅です。

具体的な要件としては、地域の気候及び風土に応じた 1)様式・形態・空間構成、2)構工法、3)材料・生産体制、4)景観形成、5)住まい方などの特徴を多面的に備えている住宅であることにより、外皮基準に適合させることが困難であるものとして、国土交通大臣が定める基準（以下、「告示」という。）に適合する住宅であることが必要です。

## 2. 気候風土適応住宅の基準

告示には、第1項第1号に「国が定める基準」、第1項第2号に「国が定める要件に所管行政庁が必要な要件を付加した基準」、第2項に「所管行政庁が定める基準」が定められています。

**地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準**

令和元年十一月十五日国土交通省告示第七百八十六号  
令和六年六月二十八日国土交通省告示第九百七十五号

1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一項第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準（2において、「気候風土適応住宅の基準」という。）は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。

- 一 次のイからニまでのいずれかに該当するものであること
  - イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土壁であること
  - ロ 外壁が両面を真壁造とした落し込み板壁であること
  - ハ 屋根が茅葺であること
- ニ 次の（1）及び（2）に該当すること
  - （1）外壁について、次の（1）から（ロ）までのいずれかに該当すること
    - （イ）片面を真壁造とした土壁であること
    - （ロ）片面を真壁造とした落し込み板壁であること
    - （ハ）過半が両面を真壁造とした落し込み板壁であること
  - （2）屋根、床及び窓について、次の（1）から（ロ）までのいずれかに該当すること
    - （1）屋根が以下のいずれかの構造であること
      - ①化粧野地天井
      - ②面戸板現し
      - ③せがみ造り
    - （ロ）床が板張りであること
    - （ハ）窓の過半が地場製作の木製建具であること
- 二 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件のみでは、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件に必要な要件を付加したものを別に定めている場合には、これに適合していること

2 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものを別に定めたときは、気候風土適応住宅の基準は、1の規定にかかわらず、当該別に定めた要件に該当するものであることとする。

**国が定める基準（第1項第一号）**

伝統的工法を採用する場合に、地域の気候及び風土に応じた特徴を備えていることにより、住宅全体として外皮基準への適合が困難となるような仕様を例示。



土壁



落し込み板壁



地場製作の木製建具



化粧野地天井

**国が定める要件に所管行政庁が必要な要件を付加した基準（第1項第二号）**

その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国が定める基準のみでは地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合、所管行政庁が要件を付加。

**所管行政庁が定める基準（第2項）**

所管行政庁は、1の規定にかかわらず、国が定める基準と同等であると認められる基準を別に定めることができる。

図1 気候風土適応住宅の基準

### 3. 長崎型気候風土適応住宅の基準

#### (1) 基準を定める目的

本県の気候風土の特徴としては、1)海岸線が長く、海と山に囲まれた斜面地が多い。2)全般に暖流と季節風の影響を強く受ける。3)冬はやや温暖で夏の暑さは比較的穏やか。4)猛暑地域で比較的雨が多く、勢力が非常に強い台風の上陸が多い。ということがあげられます。

そういった気候風土に適応するため、県内においては、「夏には大きな窓等により自然の風を取込み涼感を得る」、「深い庇等により日射を遮り室内への流入を抑える」、「自然素材により湿気から建物を守る」、「冬には縁側、雨戸により熱移動を調節し寒さを緩和する」、「大きな窓や土間等により日射熱を集め蓄えて温かくする」等の設備に頼らない省エネルギーに寄与する住まい・住まい方や、手刻みによる加工や伝統的な継手仕口等の伝統的構法が継承されてきました。

一方で、このような住まいは、外皮基準に適合することが困難であると想定される要素を含んでいることにより、令和7年4月1日より施行された原則全ての新築住宅に対する省エネ基準の適合義務化によって、更に減少してしまうことが懸念されています。省エネ性能の向上は必要不可欠なものであるものの、そのことによって、地域の気候や風土に応じた住宅が失われていくことも極力避ける必要があります。

このようなことから、長崎の住まい・住まい方、景観、それを作ってきた材料や技術の今後の進化を途絶えさせず、未来へ継承していくため、長崎型気候風土適応住宅の基準を定めました。

#### (2) 基準の適用

##### ①対象区域

長崎県内の全域

(所管行政庁：長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、大村市、五島市)

##### ②対象住宅

木造住宅

##### ③用語の定義等

用語の定義や運用方法は、『長崎型気候風土適応住宅基準運用ガイドライン』（長崎型気候風土適応住宅基準作成検討会議）及び『「気候風土適応住宅」の解説』（一般社団法人 住宅・建築SDGs推進センター）をご参照ください。

## ④長崎県内の地域区分

表1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等を定める件（抜粋）

地域の区分	市町
6	佐世保市、松浦市、対馬市、雲仙市（旧小浜町に限る。）、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
7	長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市（旧小浜町を除く。）、南島原市、長与町、時津町、小値賀町、新上五島町

## (3) 長崎型気候風土適応住宅の基準

令和6年4月1日に告示第2項に基づき、長崎県内の所管行政庁が定める基準として、「長崎型気候風土適応住宅の基準（案）」を定めました。

その際、省エネ基準適合義務化に向けた動きに柔軟に対応するため、長崎型気候風土適応住宅の基準は、当面の間、（案）のままの運用をしながら、国の動きを注視しつつ、関係団体や県民のご意見等をふまえ、必要に応じて見直し等を行うものとしており、その後も基準についての検討を続けていたところです。

一方、国においては、省エネ基準適合義務化に向け、国が定める基準の拡充や一次エネルギー消費量基準への適合性の評価方法の整合化等が実施され、確認申請等に添付するチェックリストの参考様式等も示されました。

基準（案）は、説明義務制度の中でのみの運用としていましたが、省エネ基準適合義務化の施行に合わせて説明義務制度は廃止され、気候風土適用住宅の基準に適合しているかどうかについては、建築確認や建築物エネルギー消費性能適合性判定の中で審査がなされることとなります。

これらをふまえ、令和7年4月1日より、告示第2項に基づく長崎県内の所管行政庁が定める統一した基準として、次のとおり、「長崎型気候風土適応住宅の基準」を定めました。

## ・基準（案）からの変更内容

- ① 国が定める基準（告示の基準）も適用できることの明確化
- ② 基準に「床下が開放的であること」を追加
- ③ 基準に「外壁周長の過半が縁側等であること」を追加

令和7年4月1日施行

## 長崎型気候風土適応住宅の基準

令和元年11月15日国土交通省告示第786号（以下「告示」という。）第2項の規定により長崎県内の所管行政庁において別に定める基準は、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合するものであることとする。

- 一 告示第1項第一号イからハまでのいずれかに該当するものであること
- 二 次のイ及びロに該当するものであること
  - イ 次の(1)から(5)までのいずれかに該当すること
    - (1) 告示第1項第一号ニ(1)の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること
    - (2) 構造材（柱、梁、母屋及び土台）に用いる木材は、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること
    - (3) 貫工法等であること
    - (4) 床下が開放的であること
    - (5) 外壁周長の過半が縁側等であること
  - ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること
    - (1) 告示第1項第一号ニ(2)の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること
    - (2) 次の(i)から(viii)までのうちいずれか3つ以上に該当すること
      - (i) 軒の出が0.9m以上であること
      - (ii) 通風に配慮した複数の窓を配置したものであること  
(高窓、天窓又は地窓の設置、上下や対面に窓を設置する又は部屋間を通し複数の窓から自然の風が出入り可能な間取りであること)
      - (iii) 主な居室の大きな窓が掃き出し、連窓、引き込み形式、多層構成の建具等であること  
(多層構成の建具とは、雨戸、ガラス戸、網戸、障子など複数の建具を用いたものであれば可とする。)
      - (iv) 6畳以上の広さの畳（県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳に限る。）の間又は5㎡以上の広さの土間を設置したものであること
      - (v) 外壁の過半が塗壁（漆喰塗等）、板張り壁又は自然石貼り壁であること
      - (vi) 内部の壁の仕上げの過半が塗壁（漆喰塗等）又は板張り壁であること
      - (vii) 屋根が瓦で葺かれていること
      - (viii) 柱、土台に長崎県産材である木材を用いたものであること
- 三 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものとして定めたものであること

【県内の一部の地域の気候及び風土に応じた住宅であって、県内全域の基準とすることが馴染まないものを定める場合を想定】

#### (4) 長崎型気候風土適応住宅の基準第三号について

基準第三号については、所管行政庁が、地域の気候及び風土に応じた住宅であるものの、県内の一部の地域のみを対象としたものであって、県内全域の基準とすることが馴染まない基準を定める場合を想定して設けた規定ですが、令和7年4月1日時点で、以下の基準を定めています。

所管行政庁：長崎市 適用開始日：令和7年4月1日

対象範囲：長崎市歴史的風致維持向上計画重点区域（東山手・南山手区域）内（P60参照）

三 次の（1）から（5）に該当すること

- （1） 外壁が塗壁（漆喰塗等）、下見板張り壁又は自然石張り壁であること。
- （2） 屋根が寄棟造で、棧瓦で葺かれていること。
- （3） マントルピースと煙突を設置したものであること。
- （4） 窓の過半が鎧戸付きの木製建具（これに類するものを含む。）であること。
- （5） 各階に奥行き1.5m以上で、外壁の1辺の1/2以上の幅（同一面に複数設置するときは、その幅の合計）のテラス又はヴェランダを設置したものであること。

#### (5) 長崎型気候風土適応住宅の基準の適用にあたって

長崎型気候風土適応住宅の基準の検討過程においては、長崎型気候風土適応住宅は、以下の3つの要件を備えている必要があるものと整理をしています。

基準の適用にあたっては、単に形式的に適用するのではなく、3.（1）の基準を定める目的や、これらの要件を踏まえた設計としていただきますようお願いいたします。



図2 長崎型気候風土適応住宅の要件

また、省エネ性能の向上は、将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な経済社会をつくるために必要不可欠であるため、気候風土適応住宅においても、できるだけ省エネ性能の向上に努めてください。

## 4. 省エネルギー基準への適合の確認

### (1) 適合性を確認する性能

気候風土適用住宅については、外皮基準の適用が除外されますが、一次エネルギー消費性能基準に適合する必要があります。ただし、設計一次エネルギー消費量の算定には、当該住宅ではなく標準の外皮性能を用いることとされています。

表 2 適合性を確認する性能

外皮基準	適用除外
一次エネルギー消費量基準	基準への適合が必要

### (2) 一次エネルギー消費量基準の適合確認

気候風土適用住宅の一次エネルギー消費量基準の適合を確認する方法としては、仕様ルートによる方法と計算ルートによる方法があります。仕様ルートとは仕様基準への適合を評価する方法をいい、計算ルートとは Web プログラムを用いて一次エネルギー消費性能を評価する方法をいいます。

#### ① 仕様基準による適合確認

暖房、冷房、換気、給湯及び照明のそれぞれの設備について、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国土交通省告示第 265 号）に定める外皮仕様と設備を採用することにより、通常は一次エネルギー消費量基準に適合となります。一方、気候風土適応住宅では、外皮基準は適合対象から外れるため、設備のみの仕様の確認となります。

詳細は、国土交通省のホームページに掲載されている「仕様基準ガイドブック」を参照してください。

#### ② Web プログラムによる適合確認

##### ・一次エネルギー消費量基準

計算ルートは、Web プログラムによる計算の結果、設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量以下であることにより、一次エネルギー消費量基準に適合となります。

通常の住宅では、設計一次エネルギー消費量は、当該住宅の外皮性能と設備仕様によって、基準一次エネルギー消費量は、標準の外皮性能と設備仕様によって計算されます。

一方、気候風土適応住宅の場合は、設計・基準一次エネルギー消費量ともに、標準の外皮性能によって評価することとし、当該住宅の外皮計算は不要です(設備仕様については、通常の住宅と同様です)。

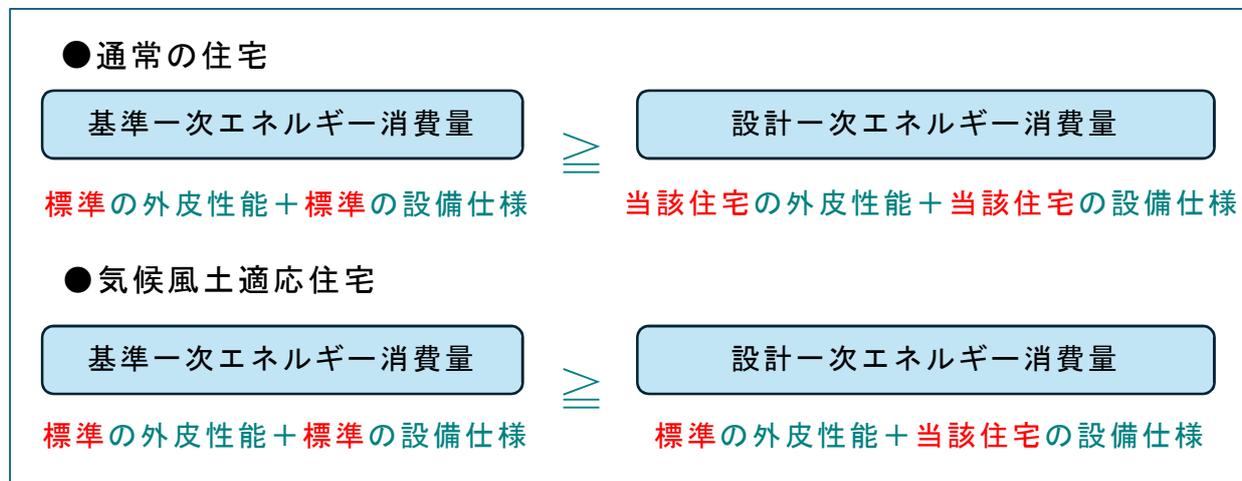


図3 通常の住宅と気候風土適応住宅の一次エネルギー消費量の判定式

標準の外皮性能の値とは、仕様基準の値であり、Webプログラムに予め設定されています。

表3 Webプログラムに設定されている気候風土適応住宅の標準の外皮性能

地域の区分	外皮平均熱還流率 $U_A$ [W/m <sup>2</sup> K]	暖房機の平均 日射熱取得率 [-]	冷房機の平均 日射熱取得率[-]
6	0.87	4.3	2.8
7	0.87	4.6	2.7

**・ Webプログラムによる一次エネルギー消費性能の評価**

一次エネルギー消費量は、国立研究開発法人 建築研究所が公開している「エネルギー消費性能計算プログラム (<https://house.lowenergy.jp>) を使用します。

気候風土適応住宅では、Webプログラムを用いて一次エネルギー消費性能を評価する場合、外皮は仕様基準とし、設備等については各設備機器の省エネ性能等を入力します。

入力後、計算結果に示される判定により、省エネルギー基準への適合を確認します。

なお、入力の詳細については、国土交通省のホームページに掲載されている「住宅の省エネルギー基準と評価方法【戸建住宅版】」を参照してください。

### (3) 審査機関への手続きについて

省エネ基準適合義務化にあたり、気候風土適応住宅の基準の適合については、原則として、一次エネルギー消費量基準の適合を仕様基準により確認している場合は、建築主事又は指定確認検査機関への建築確認申請の中で、性能基準（Web プログラムによる確認）により確認している場合は、所管行政庁又は登録省エネ適判機関への省エネ適判の中で審査されます。

一方で、都市計画区域外の平屋かつ延べ面積 200 ㎡以下の建築確認申請が不要なものや、平屋かつ延べ面積 200 ㎡以下で建築士が設計・工事監理をし、省エネ審査・検査の対象外になるものについては、建築士の責任において基準適合を確認していただくこととなります。

#### ① 確認申請書に添付する図書について

建築確認申請の中で審査されることとなる場合、建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 2 の第 85 の 2 項に基づき、「気候風土適用住宅の基準に適合することの確認に必要な事項」を明示した図書の添付が必要です。具体的な図書や明示すべき事項については、『長崎型気候風土適応住宅基準運用ガイドライン』を参照ください。

また、確認申請書第 2 面 8 欄の記載については、以下の記載例を参考にしてください。

確認申請書第 2 面 8 欄の記載例

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】	
<input type="checkbox"/> 提出済 ( )	※誘導仕様基準の場合は 「第 1 号ロ (気候風土適応住宅) に該当」
<input type="checkbox"/> 未提出 ( )	
<input checked="" type="checkbox"/> 提出不要 ( 第 1 号イ (気候風土適応住宅) に該当 )	

なお、省エネ適判を受ける場合の確認申請書第 2 面 8 欄の記載については、提出済又は未提出のチェックボックスにチェックのうえ、提出をした又は提出する予定の所管行政庁名又は登録省エネ適判機関の名称及び所在地を記入してください。

#### ② 省エネ適判申請に添付する図書について

省エネ適判の中で審査されることとなる場合も (3) ①と同様に、「気候風土適用住宅の基準に適合することの確認に必要な事項」を明示した図書の添付が必要です。具体的な図書や明示すべき事項については、『長崎型気候風土適応住宅基準運用ガイドライン』を参照ください。

また、建築物エネルギー消費性能確保計画書第 4 面 4 欄ロの記載については、以下の記載例を参考にしてください。

建築物エネルギー消費性能確保計画書第4面4欄口の記載例

【4. 建築物のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(略)

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率                      W/(m<sup>2</sup>・K) (基準値                      W/(m<sup>2</sup>・K))

冷房期の平均日射熱取得率                      (基準値                      )

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

(                      )

基準省令第1条第1項第2号イただし書の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量      ○○○ GJ/年

設計一次エネルギー消費量      ○○○ GJ/年

BEI (      ○.○      )

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

(                      )

③ 気候風土適応住宅チェックリスト【長崎県内用】

次のとおり、長崎県内における気候風土適応住宅のチェックリストを定めました。

本チェックリストは、建築確認及び省エネ適判の申請時において、基準への適合状況の確認に活用することを想定しています。

建築確認においては、建築基準法施行規則第1条の3第1項の表2の第85の2項に掲げる「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イただし書きの国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書」の一部として、省エネ適判においては、建築物省エネ法施行規則第3条第1項の表の(い)欄に掲げる「設計内容説明書」として扱うことができます。

必要事項を記載のうえ、申請書類に添付してください。

## 気候風土適用住宅チェックリスト【長崎県内用】

年 月 日

建築物及びその敷地に関する事項					
地名地番					
チェック項目（長崎型気候風土適用住宅基準）			チェック （申請者又は設計 者が記入）		
令和元年11月15日国土交通省告示第786号（以下「告示」という。）第2項の規定により長崎県内の所管行政庁において別に定める基準は、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合するものであることとする。					
一 告示第1項第1号イからハまでのいずれかに該当するものであること					
イ	外壁の過半が両面を真壁とした土塗壁であること	告示 基準	<input type="checkbox"/>		
ロ	外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること		<input type="checkbox"/>		
ハ	屋根が茅葺であること		<input type="checkbox"/>		
二 次のイ及びロに該当するものであること					
イ 次の（1）から（5）までのいずれかに該当すること					
県内統一基準	（1）	告示第1項第1号ニ（1）の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること 外壁について、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること			
		（i）	片面を真壁造とした土塗壁であること	告示 基準	<input type="checkbox"/>
		（ii）	片面を真壁造とした落とし込み板壁であること		<input type="checkbox"/>
		（iii）	過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること		<input type="checkbox"/>
	（2）	構造材（柱、梁、母屋及び土台）に用いる木材は、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること		県内 基準	<input type="checkbox"/>
		（3） 貫工法等であること			<input type="checkbox"/>
		（4） 床下が開放的であること			<input type="checkbox"/>
		（5） 外壁周長の過半が縁側等であること			<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
	ロ 次の（1）又は（2）のいずれか該当すること				
県内統一基準	（1）	告示第1項第1号ニ（2）の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること 屋根、床及び窓について、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること			
		（i）	屋根が①から③のいずれかの構造であること	告示 基準	<input type="checkbox"/>
			① 化粧野地天井 ② 面戸板現し ③ せがい造り		<input type="checkbox"/>
		（ii）	床が板張りであること		<input type="checkbox"/>
		（iii）	窓の過半が地場製作の木製建具であること		<input type="checkbox"/>
	（2）	次の（i）から（viii）のうちいずれか3つ以上に該当すること		県内 基準	<input type="checkbox"/>
		（i）	軒の出が0.9m以上であること		<input type="checkbox"/>
		（ii）	通風に配慮した複数の窓を配置したものであること （高窓、天窗又は地窓の設置、上下や対面に窓を設置する又は部屋間を通し複数の窓から自然の風が出入り可能な間取りであること）		<input type="checkbox"/>
		（iii）	主な居室の大きな窓が掃き出し、連窓、引き込み形式、多層構成の建具等であること （多層構成の建具とは、雨戸、ガラス戸、網戸、障子など複数の建具を用いたものであれば可とする。）		<input type="checkbox"/>
		（iv）	6畳以上の広さの畳（県内に本抛地を置く置業者が製作した畳に限る）の間又は5㎡以上の広さの土間を設置したものであること		<input type="checkbox"/>
（v）		外壁の過半が塗壁（漆喰塗等）、板張り壁又は自然石貼り壁であること	<input type="checkbox"/>		
（vi）		内部の壁の仕上げの過半が塗壁（漆喰塗等）又は板張り壁であること	<input type="checkbox"/>		
（vii）		屋根が瓦で葺かれていること	<input type="checkbox"/>		
（viii）	柱、土台に長崎県産材である木材を用いたものであること	<input type="checkbox"/>			
三 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものとして定めたものであること					
長崎市のみ適用	次の（1）から（5）に該当すること				
	（1）	外壁が塗壁（漆喰塗等）、下見板張り壁又は自然石張り壁であること	長崎 市 基 準	<input type="checkbox"/>	
	（2）	屋根が寄棟造で、棧瓦で葺かれていること		<input type="checkbox"/>	
	（3）	マンツルピースと煙突を設置したものであること		<input type="checkbox"/>	
	（4）	窓の過半が鎧戸付きの木製建具（これに類するものを含む。）であること		<input type="checkbox"/>	
	（5）	各階に奥行き1.5m以上で、外壁の1辺の1/2以上の幅（同一面に複数設置するときは、その幅の合計）のテラス又はヴェランダを設置したものであること		<input type="checkbox"/>	
	区域要件	長崎市歴史的風致維持向上計画重点区域（東山手・南山手区域）内であること			<input type="checkbox"/>

申請者氏名：

設計者氏名：

#### ④ 変更の取扱いについて

気候風土適応住宅の基準に関する変更における軽微な変更又は計画変更の判断については、以下の通りです。

##### ・建築確認申請における変更手続き

変更の内容が建築基準法施行規則第3条の2に該当すれば軽微な変更、そうでない場合は計画変更となります。

##### ・省エネ適判における変更手続き

変更の内容が建築物省エネ法施行規則第5条に該当すれば軽微な変更、そうでない場合は計画変更となります。具体的には、以下を参考に判断をしますので、事前に審査窓口へご相談ください。

計画変更：法規、設計や主要構造（躯体）等に付随する項目（要件）変更  
軽微な変更：それ以外の変更（気候風土適応住宅の要件内の変更）



県庁所在地・長崎市の景観（写真3）



海に向かう山の斜面に建ち並ぶ長崎市の住宅地（写真4）

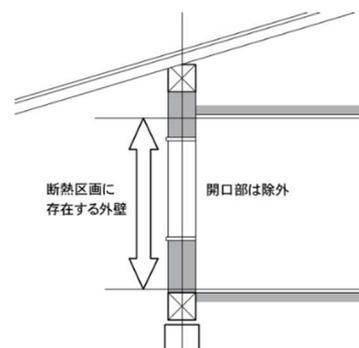
## II 長崎型気候風土適応住宅の基準 各条文の解説

- II 長崎型気候風土適応住宅の基準 各条文の解説
  - 1 基本的用語の解説
  - 2 長崎型気候風土適応住宅基準の条文
  - 3 長崎型気候風土適応住宅基準の条文構成について
  - 4 長崎型気候風土適応住宅基準の条文の解説

## 1 基本的用語の解説

### ① 外壁

「外壁」とは、図 2-1 に示すように、床もしくは基礎、天井もしくは屋根の断熱区画の内側に位置する外壁の部分をいいます。また、開口部は含まれません。



断熱区画に位置する外壁(図 4)

### ② 過半

「過半」とは、1/2を超えることを意味します。外壁の「過半」とは、断熱区画に存在する建物全体の外壁面積の1/2を超える部分をいいます。これと同様に、窓の「過半」とは、建物全体の窓面積の1/2を超える部分をいいます。

### ③ 過半と記載されていない「外壁」等

過半と記載されていない「外壁」とは、概ね全ての外壁のことをいいます。例えば、浴室、台所のキッチンユニットまわりなどの水まわり空間に位置する外壁や、構造上の制約等により当該仕様とすることが困難な外壁は、これに含まれません。このような条件が明確に判断できない場合は、全外周の90%の範囲のことを概ね全てと読みかえることもできます。なお、これらは、外壁のみならず、過半と記載されていない「屋根」及び「床」についても同様です。

### ④ 両面を真壁造

「両面を真壁造」とは、柱、横架材が内外側ともに露出している壁構造をいいます。柱、横架材を内外両面ともに露出させたまま、劣化防止・維持保全、防水性確保等のために、土塗壁に漆喰等を施工する場合や、落とし込み板壁に保護板や木摺等を施工する場合もこれに該当し、また、内装材あるいは外装材の下地間に、省エネルギー基準の外皮基準に適合することが困難と判断される程度しか断熱施工できない場合もこれに該当します。

### ⑤ 片面を真壁造

「片面を真壁造」とは、柱、横架材の内外のいずれかの面が露出している壁構造をいいます。柱、横架材を被覆する内装・外装材の仕様は問いませんが、一般的には外側に用いられる仕様としては羽目板、下見板、モルタル下地漆喰塗り、左官仕上げ、土蔵造りの土塗壁等があります。また、内装材あるいは外装材の下地間に、省エネルギー基準の外皮基準に適合することが困難と判断される程度しか断熱施工できない場合もこれに該当します。

## 2 長崎型気候風土適応住宅の基準の条文

令和7年4月1日施行

### 長崎型気候風土適応住宅の基準

令和元年11月15日国土交通省告示第786号（以下「告示」という。）第2項の規定により長崎県内の所管行政庁において別に定める基準は、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合するものであることとする。

- 一 告示第1項第一号イからハまでのいずれかに該当するものであること
- 二 次のイ及びロに該当するものであること
  - イ 次の（1）から（5）までのいずれかに該当すること
    - （1） 告示第1項第一号ニ（1）の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること
    - （2） 構造材（柱、梁、母屋及び土台）に用いる木材は、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること
    - （3） 貫工法等であること
    - （4） 床下が開放的であること
    - （5） 外壁周長の過半が縁側等であること
  - ロ 次の（1）又は（2）のいずれかに該当すること
    - （1） 告示第1項第一号ニ（2）の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること
    - （2） 次の（i）から（viii）までのうちいずれか3つ以上に該当すること
      - （i） 軒の出が0.9m以上であること
      - （ii） 通風に配慮した複数の窓を配置したものであること  
（高窓、天窓又は地窓の設置、上下や対面に窓を設置する又は部屋間を通し複数の窓から自然の風が出入り可能な間取りであること）
      - （iii） 主な居室の大きな窓が掃き出し、連窓、引き込み形式、多層構成の建具等であること  
（多層構成の建具とは、雨戸、ガラス戸、網戸、障子など複数の建具を用いたものであれば可とする。）
      - （iv） 6畳以上の広さの畳（県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳に限る。）の間又は5㎡以上の広さの土間を設置したものであること
      - （v） 外壁の過半が塗壁（漆喰塗等）、板張り壁又は自然石貼り壁であること
      - （vi） 内部の壁の仕上げの過半が塗壁（漆喰塗等）又は板張り壁であること
      - （vii） 屋根が瓦で葺かれていること
      - （viii） 柱、土台に長崎県産材である木材を用いたものであること
- 三 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものとして定めたものであること 【県内の一部の地域の気候及び風土に応じた住宅であって、県内全域の基準とすることが馴染まないものを定める場合を想定。】

### 3 長崎型気候風土適応住宅基準の条文構成について

ここから長崎型気候風土適応住宅の基準の各項目について、条文の構成順に解説します。  
長崎型気候風土適応住宅基準は、令和元年11月15日国土交通省告示第786号（以下、「告示」という。）の基準と長崎県内の所管行政庁が定めた基準（以下、「長崎県基準」という。）を組み合わせた、以下のような構成となっています。

#### 長崎型気候風土適応住宅の基準の構成

長崎型気候風土適応住宅の基準は、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合するものであることとする。

一 【告示基準】

二 次のイ及びロに該当するものであること

イ 次の(1)から(5)までのいずれかに該当すること

(1) 【告示基準】

(2)～(5) 【長崎県基準】

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること

(1) 【告示基準】

(2) 次の(i)から(viii)までのうちいずれか3つ以上に該当すること

(i)～(viii) 【長崎県基準】

三 【県内の所管行政庁がそれぞれ定める基準】

長崎型気候風土適応住宅の基準は、第一号から第三号の要件のいずれかに適合することが必要です。

第一号は国が定める告示基準のうち、『外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること』等の1つの要件で気候風土適応住宅となり得る3つの要件を定めています。

第二号は告示基準と長崎県基準を組み合わせたもので、イ及びロに該当するものである必要があります。

イには、(1)に告示基準のうち外壁についての要件、(2)から(5)に長崎県基準として、建物全体の構造等に関する要件等を定めており、いずれかに該当することが必要です。

ロには、(1)に告示基準のうち屋根、床及び窓についての要件、(2)に長崎県基準として、建物の各部分の仕様等に関する8項目を定め、そのうち3つ以上に該当することを要件としており、(1)又は(2)のいずれかに該当することが必要です。

なお、第二号イ(1)と同号ロ(1)を組み合わせることで、告示基準のままの要件に適合する気候風土適応住宅とすることも可能です。

第三号は所管行政庁が、地域の気候及び風土に応じた住宅であるものの、県内の一部の地域のみを対象としたものであって、県内全域の基準とすることが馴染まない基準を定める場合を想定して設けた規定です。令和7年4月1日時点で長崎市のみが市内の一部の地域を対象とした基準を定めています。

このように、長崎型気候風土適応住宅基準では、告示の内容が含まれておりますので、この解説書では、告示の内容も織り交ぜて解説することとします。

また、条文の解説と共に、「確認申請時に必要な設計図書」および「明示すべき事項」と「完了検査時に必要な書類」をあわせて記載します。

#### 4 長崎型気候風土適応住宅基準の条文の解説

これより「長崎型気候風土適応住宅基準」の条文について各々解説いたします。条文の解説は条文の並びの順に進めていきます。

なお、各条文の色分けについては次の通りとします。

	: 国土交通省告示関連を示す
	: 長崎県関連を示す
	: 長崎市関連を示す

一 イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること

1. 解説

「外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること」とは、外壁【P19①参照】の過半【P19②参照】が、図5のように両面を真壁造【P19④参照】とした土塗壁（小舞と呼ばれる竹等で組んだ格子を縄で結わえて下地とし、土を塗り重ねた壁構法をいう）であることをいいます。

前述のとおり、土塗壁の外側や内側に劣化防止・維持保全、防水性確保等のため、漆喰等を土塗壁に施工する場合や、それに加え、内装材あるいは外装材下地間に外皮基準に適合することが困難と判断される程度しか断熱施工できない場合もこれに該当します。

2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

必要な設計図書	明示する事項
平面図・断面図	土塗壁の配置、仕様

3. 完了検査時に必要な書類

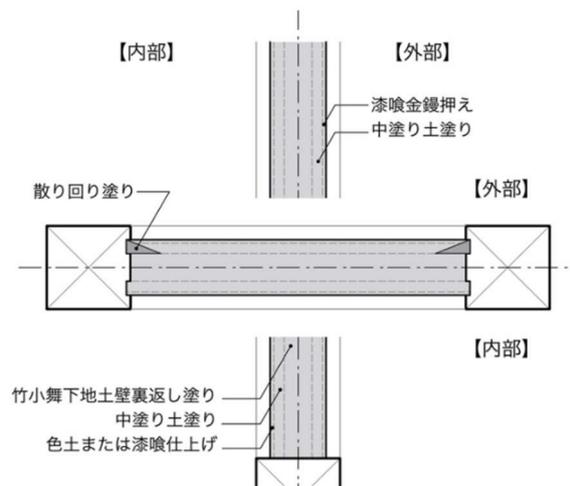
必要な書類	明示する事項
工程写真	小舞や土塗壁の施工状態が確認できるもの



外側真壁



内側真壁  
両面真壁造の土塗壁(写真5)



両面真壁造の土塗壁の例 (図5)

一口 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

1. 解説

「外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること」とは、概ね全ての外壁【P19③参照】が、両面を真壁造【P19④参照】とした落とし込み板壁（柱・横架材の間に30mm程度の厚さの板をはめ込んで壁体を構成する壁構法をいう）をいいます。

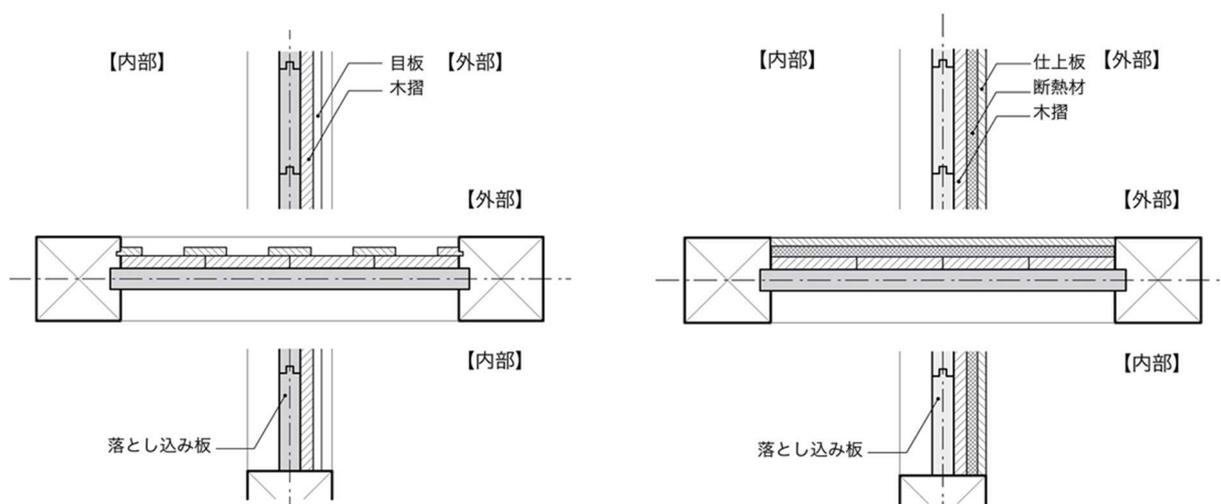
前述のとおり、落とし込み板壁の外側や内側に劣化防止・維持保全、防水性確保等のため、保護板や木摺等を落とし込み板壁に施工する場合（図6）や、それに加え、内装材あるいは外装材下地間に外皮基準に適合することが困難と判断される程度しか断熱施工できない場合（図7）もこれに該当します。

2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

必要な設計図書	明示する事項
仕上表・平面図	落とし込み板壁の配置、仕様

3. 完了検査時に必要な書類

必要な書類	明示する事項
工程写真	落とし込み板壁の施工状態が確認できるもの



両面真壁造の落とし込み板壁の例（図6）

両面真壁造の落とし込み板壁(断熱材あり)の例（図7）

一八 屋根が茅葺であること



(a)内側落とし込み板現し



(b)外側横板張り



(c)外側左官仕上げ

両面真壁造の落とし込み板壁 (写真 6)

一八 屋根が茅葺であること

1. 解説

「屋根が茅葺であること」とは、概ね全ての屋根【P19③参照】が茅(屋根を葺く草の総称)で葺いた屋根であることをいいます。

部位として隙間が生じることにより、外皮基準に適合する断熱性を確保することが困難と判断される場合もこれに該当します。また、茅葺き屋根は簀子(すのこ)天井と組み合わされることが多く、天井に断熱層を構成することが困難と判断される場合もこれに該当します。

2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

必要な設計図書	明示する事項
仕上表・屋根伏図	屋根の仕様とその配置

3. 完了検査時に必要な書類

なし(現地にて確認)



茅葺 (写真 7)

## ニ イ(1)(1) 片面を真壁造とした土塗壁であること

### 1. 解説

「片面を真壁造とした土塗壁であること」とは、概ね全ての外壁【P19③参照】が、図 8 のように片面を真壁造【P19⑤参照】とした土塗壁であることをいいます。

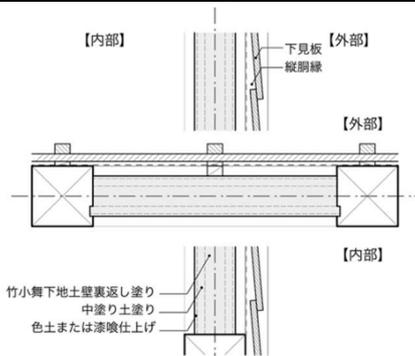
前述のとおり、土塗壁の真壁造に劣化防止・維持保全、防水性確保等のため、漆喰等を施工する場合や、内装材あるいは外装材下地間に外皮基準に適合することが困難と判断される程度しか断熱施工できない場合（図 9）もこれに該当します。また、図 10 に示すような 片面真壁造の土蔵造もこれに含まれます。

### 2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

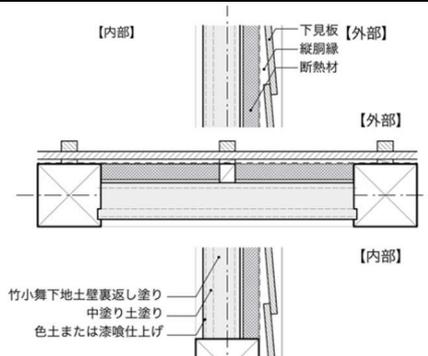
必要な設計図書	明示する事項
仕上表・平面図	土塗壁の配置、仕様

### 3. 完了検査時に必要な書類

必要な書類	明示する事項
工程写真	土塗壁の施工状態が確認できるもの



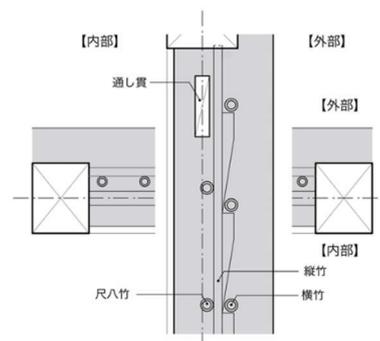
片面真壁造の土塗壁の例（図 8）



片面真壁造の土塗壁(断熱材あり)の例（図 9）



片面真壁造の土塗壁（写真 8）



片面真壁造の土蔵造の例（図 10）

ニイ(1)(ii) 片面を真壁造とした落とし込み板壁であること

1. 解説

「片面を真壁造とした落とし込み板壁であること」とは、概ね全ての外壁【P19③参照】が、片面を真壁造【P19⑤参照】とした落とし込み板壁であることをいいます。

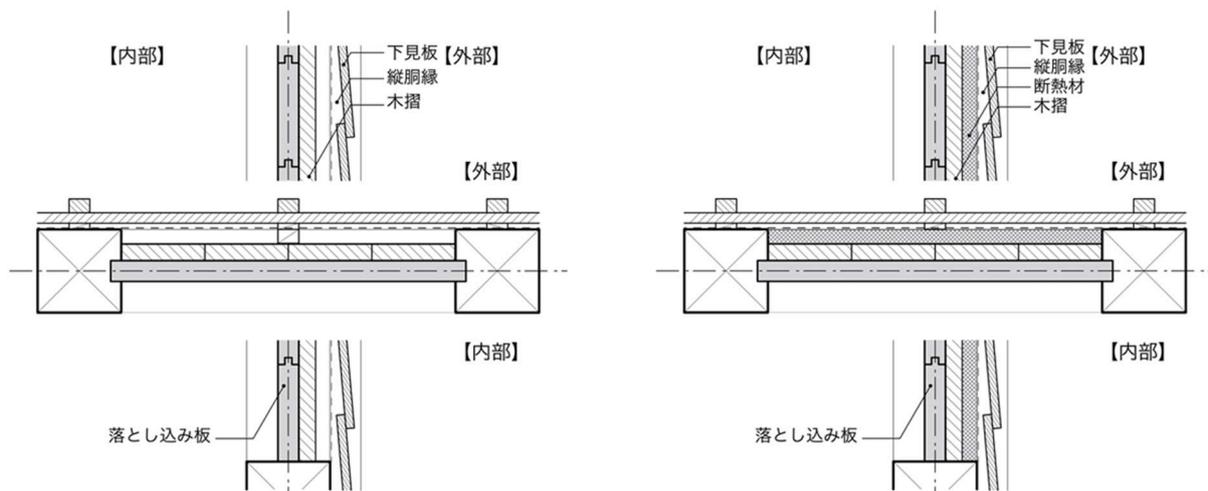
前述のとおり、落とし込み板壁の真壁造に劣化防止・維持保全、防水性確保等のため、保護板や木摺等を施工する場合（図 11）や、内装材あるいは外装材下地間に外皮基準に適合することが困難と判断される程度しか断熱施工できない場合（図 12）もこれに該当します。

2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

必要な設計図書	明示する事項
仕上表・平面図	落とし込み板壁の配置、仕様を明記

3. 完了検査時に必要な書類

必要な書類	明示する事項
工程写真	落とし込み板壁の施工状態が確認できるもの



片面真壁造の落とし込み板壁の例（図 11） 片面真壁造の落とし込み板壁(断熱材あり)の例（図 12）



片面真壁造の落とし込み板壁（写真9）

## ニイ(1)(iii) 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

### 1. 解説

「過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること」とは、外壁の過半【P19②参照】が、前述のとおり、両面を真壁造【P19④参照】とした落とし込み板壁であることをいいます。詳しくは P24 の一口を参照してください。

**ニ イ (2) 構造材(柱、梁、母屋及び土台)に用いる木材は、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること**

1. 解説

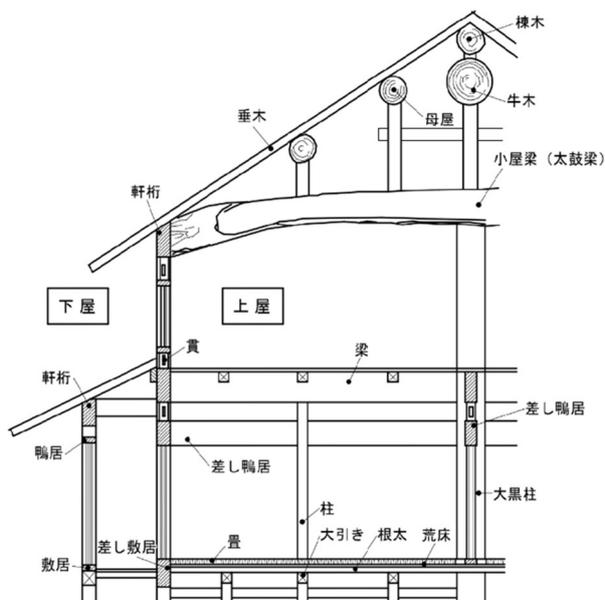
「墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口」とは、機械で加工（プレカット）するのではなく、大工が墨付けをし、鉋で木を削り、ノミなどを使い木の継手や仕口を彫って柱や桁、梁などを組み合わせることをいいます。ただし、電動角のみや電動のこぎり等による加工を可とします。

2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

必要な設計図書	明示する事項
木組伏図・矩計図	伝統的継手仕口、大工による墨付け手刻みであることの明記

3. 完了検査時に必要な書類

必要な書類	明示する事項
木組工程写真	墨付け、土台、柱、梁、桁等手刻み状態がわかるもの



木組みの構成 (図 13)



木組みの状況 (写真 10)



手刻み加工(写真 11)

## ニ イ (3) 貫工法等であること

## 1. 解説

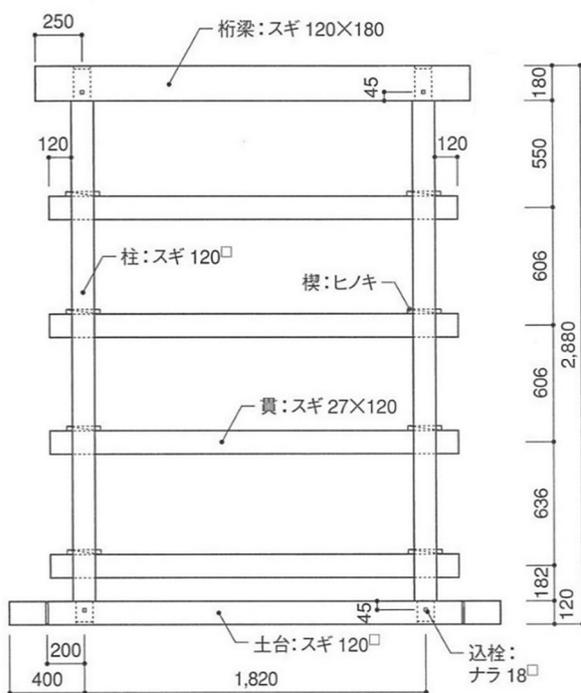
「貫工法」とは、概ね全ての壁において柱と柱の間に‘通し貫’と呼ばれる木材を水平に貫通させ、くさびによって柱と貫を固定させる工法をいい、貫を用いた軸組工法を可とします。

## 2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

必要な設計図書	明示する事項
軸組図	貫工法とする壁の場所と貫仕口方法の明記

## 3. 完了検査時に必要な書類

必要な書類	明示する事項
木組貫写真	伝統的貫工法が確認できるもの



貫工法の構成 (図 14)



貫工法施工例 1 (写真 12)



貫工法施工例 2 (写真 13)

## ニ イ (4) 床下が開放的であること

### 1. 解説

「床下が開放的であること」とは、床下で外部に接する距離の過半【P19②参照】が、有効に開放されていることをいいます。この場合、1階の床高は地盤より0.45m以上必要であり、少なくともその高さの1/2が外気に接してはなりません。なお、通気が有効であれば床下への意匠材の取り付けは可とします。（写真14）

### 2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

必要な設計図書	明示する事項
立面図・断面図	床下開放部分の意匠、範囲、高さ 過半であることが明確でない場合は根拠を示すこと

### 3. 完了検査時に必要な書類

なし(現地にて確認)



開放的な床下（写真14）



開放的な床下（写真15）

## ニ イ (5) 外壁周長の過半が縁側等であること

## 1. 解説

「外壁周長の過半が縁側等であること」とは、建物の外周の過半に温熱環境的に緩衝地帯となる縁側、土間、玄関(以下縁側等という)があることをいいます。この場合、縁側等の外部側にも居室側にも、縁側等長さの過半にわたって高さ 1.7m 以上の掃き出し建具があることが必要です。また、縁側等の幅は柱芯で 0.9m 以上とします。ただし書院を設置した部分はその限りではありません。

## 2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

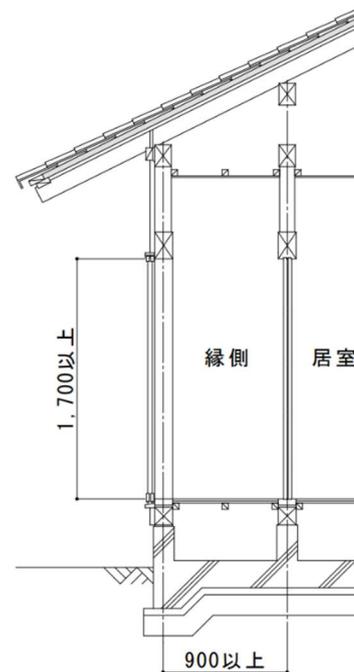
必要な設計図書	明示する事項
平面図・建具表	縁側等の範囲、建具の寸法 過半であることが明確でない場合は根拠を示すこと

## 3. 完了検査時に必要な書類

なし(現地にて確認)



縁側 (写真 16)



縁側 (図 15)

## ※用語の解説

- ・「掃き出し建具」とは、開口部が床面近くの位置まである建具のこと。
- ・「縁側」とは、家の建物の縁部分に張り出して設けられた板敷き状の通路である。庭等外部から直接屋内に上がる用途ももつ。
- ・「書院」とは床の間の横、屋外に近い側に設けられる出窓の様な設えの座敷飾りのこと。

**二 口(1)(i) 屋根が以下のいずれかの構造であること**

- ① 化粧野地天井であること ② 面戸板現しであること ③ せがい造りであること**

(i) は、屋根について、次の①から③までのいずれかの構造に該当する必要があります。

**二 口(1)(i) ① 化粧野地天井であること**

1. 解説

「化粧野地天井であること」とは、概ね全ての屋根【P19③参照】が下記に示す化粧野地天井であることをいいます。

野地の外側等に外皮基準に適合することが困難と判断される程度しか断熱施工できない場合（図 16）もこれに該当します。

2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

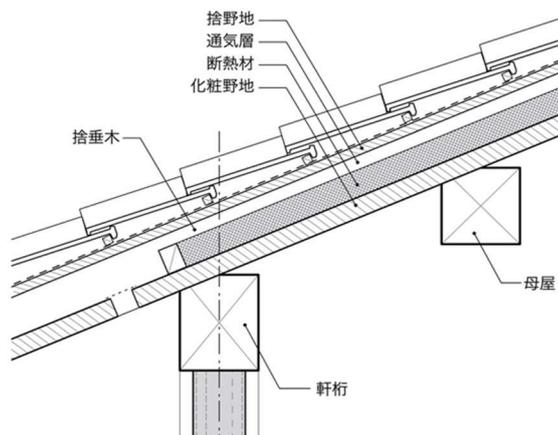
必要な設計図書	明示する事項
仕上表・矩計図	化粧野地天井の仕様

3. 完了検査時に必要な書類

なし(現地にて確認)



化粧野地天井（写真 17）



化粧野地天井の例（図 16）

※用語の解説

- 化粧野地天井とは、小屋梁・小屋束・母屋などの小屋組材の上部に位置する野地が天井の役割をはたすものをいい、化粧野地天井と小屋組材は室内側からは現しとなるものをいいます。

## 二 口(1)(i) ② 面戸板現しであること

## 1. 解説

「面戸板現しであること」とは、概ね全ての屋根【P19③参照】が下記に示す面戸板現しであることをいいます。

面戸板を現しとすることにより、面戸板と他の部材との取り合い部に隙間が生じ、外皮基準に適合する断熱性を確保することが困難と判断されます。

## 2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

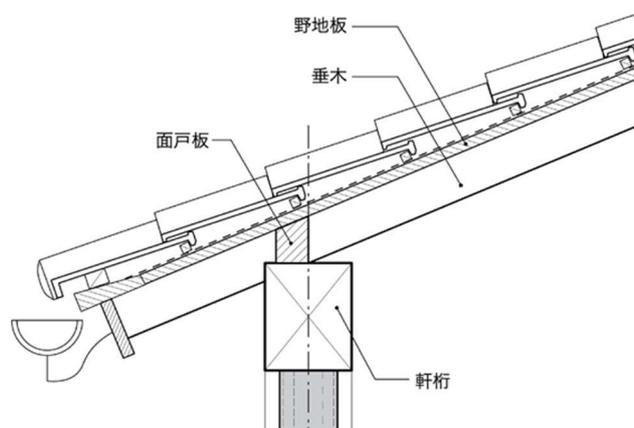
必要な設計図書	明示する事項
仕上表・矩計図	面戸板現しの仕様

## 3. 完了検査時に必要な書類

なし(現地にて確認)



面戸板現し (写真 18)



面戸板現し (図 17)

## ※用語の解説

- ・面戸板とは、軒桁と屋根野地のあいだの隙間(面戸)を塞ぐために垂木と垂木のあいだに挿入する板をいいます。

**二 口(1)(i) ③ せがい造りであること**

1. 解説

「せがい造りであること」とは、概ね全ての屋根【P19③参照】が下記に示すせがい造りであることをいいます。

持出し梁が外皮を貫通し、取り付け部に隙間が生じることにより、外皮基準に適合する断熱性を確保することが困難と判断されます。

2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

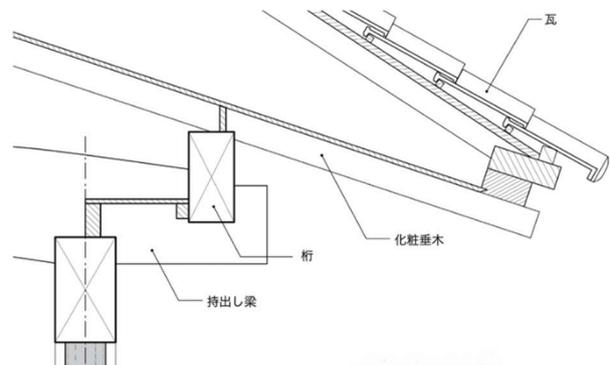
必要な設計図書	明示する事項
仕上表・矩計図	せがい造りの仕様を明記

3. 完了検査時に必要な書類

なし(現地にて確認)



せがい造り (写真 19)



せがい造り (図 18)

※用語の解説

- ・せがい造りとは建物外周の柱・桁を介して持出し梁を出し、瓦屋根の場合は持出し梁の先端に桁を載せその上に化粧垂木を載せて軒部分を構成する屋根構法をいい、茅葺屋根の場合は持出し梁の先端に茅負を載せて軒部分を構成する屋根構法をいいます。

## 二 口(1)(ii) 床が板張りであること

### 1. 解説

「床が板張りであること」とは、概ね全ての床【P19③参照】が下記に示す床が板張りであることをいいます。

床が板張り：厚さ 15 mm 程度以上の無垢材を床に板張りするものをいいます。施工性などの理由から無垢材の捨て張りを行う場合や、床の一部に杉などの荒床杉板を施工しその上に畳を設置する場合もこれに該当します。

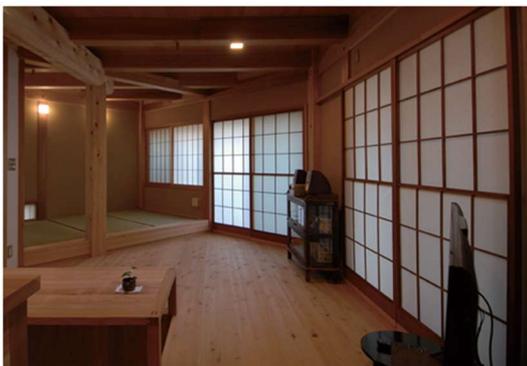
床板の床下側裏面等に、外皮基準に適合することが困難と判断される程度しか断熱施工できない場合もこれに該当します。

### 2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

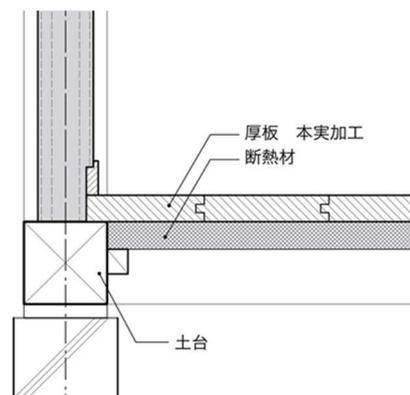
必要な設計図書	明示する事項
仕上表・矩計図	床の仕様

### 3. 完了検査時に必要な書類

必要な書類	明示する事項
工程写真	捨て張り・畳下地板の場合は施工状態が確認できるもの



床が板張り（写真 20）



床が板張りの例（図 19）

**二 口(1)(iii) 窓の過半が地場製作の木製建具であること**

1. 解説

「窓の過半が地場製作の木製建具であること」とは、過半【P19②参照】の窓が下記に示す地場製作の木製建具であることをいいます。

なお、枠と建具が一体となった工業製品の木製窓（木製サッシと称されることが多い）は、一定の気密性を確保できるため該当しません。

2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

必要な設計図書	明示する事項
建具表	木製建具の仕様

3. 完了検査時に必要な書類

必要な書類	明示する事項
納品書等	地場製作の木製建具であることが確認できるもの



地場製作の木製建具（写真 21）



地場製作の木製建具（写真 22）

※用語の解説

- ・地場製作の木製建具とは木製の窓のうち、地場の建具職人等が製作し、現場で敷居、鴨居、枠等を取り付け、木製建具を建て込むものをいいます

二 口(2)(i) 軒の出が0.9m以上であること

1. 解説

「軒の出が0.9m以上であること」とは概ね全ての軒【P19③参照】の出が0.9m以上であることをいいます。なお、隣棟や敷地の関係上やむを得ない場合に限り、外周長の10%までは本基準に対応しなくても可とします。

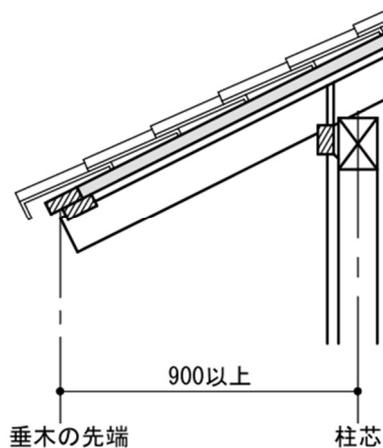
軒の出とは柱芯より垂木等支持材の先端までの距離をいいます。ケラバ突出部分は柱芯より支持材の先端まで0.6m以上必要とします。軒天井等で垂木等支持材が見えない場合であっても、同様とします。

2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

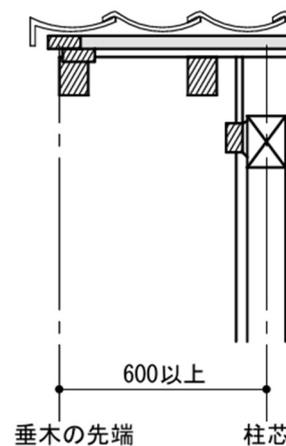
必要な設計図書	明示する事項
平面図・断面図	軒やケラバの突出寸法

3. 完了検査時に必要な書類

必要な書類	明示する事項
工程写真	軒やケラバの突出寸法が確認できるもの



軒の寸法例 (図 20)



ケラバの寸法例 (図 21)

※用語の解説

- ・「軒」とは、外壁より外に突出した屋根の部分。
- ・「ケラバ」とは、切妻屋根の妻側の端部。

**二 口(2)(ii) 通風に配慮した複数の窓を配置したものであること  
(高窓、天窓又は地窓の設置、上下や対面に窓を設置する又は部屋間を通し複数の窓から自然の風が出入り可能な間取りであること)**

1. 解説

「通風に配慮した複数の窓を配置する」とは、概ね全ての居室【P19③参照】について、水平方向において90度以上の角度で自然通風ができること、または垂直方向において高窓、天窓、地窓による自然通風ができることをいいます。

水平方向において自然通風ができるとは、想定する90度以上の角度の通風経路において、外気に接する開口は有効で1.3㎡以上、部屋同士の開口は有効で1.4㎡以上ある引き違い戸または引き戸であることが必要です。垂直方向において高窓、天窓、地窓による自然通風ができるとは、同一空間において開口が有効で0.4㎡以上ある天窓または高窓と、開口が有効で0.4㎡以上ある地窓が存在することをいいます。

2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

水平方向の通風経路の場合

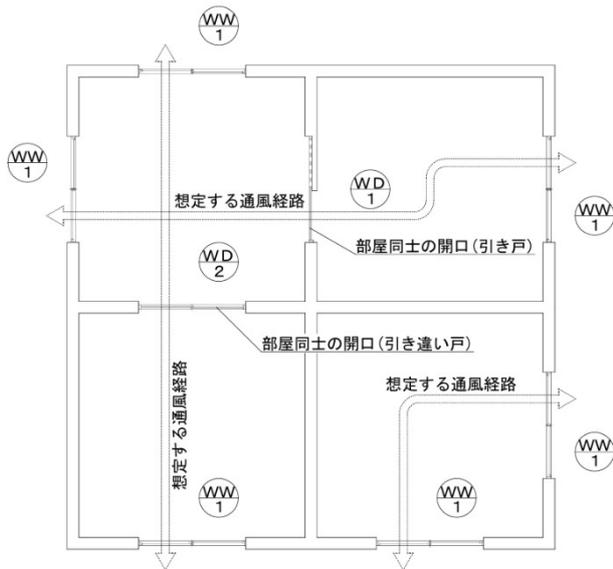
必要な設計図書	明示する事項
平面図・建具表	想定する通風経路と建具配置(平面図) 建具姿図、寸法(建具表) 建具の有効面積の算定計算

垂直方向の通風経路の場合

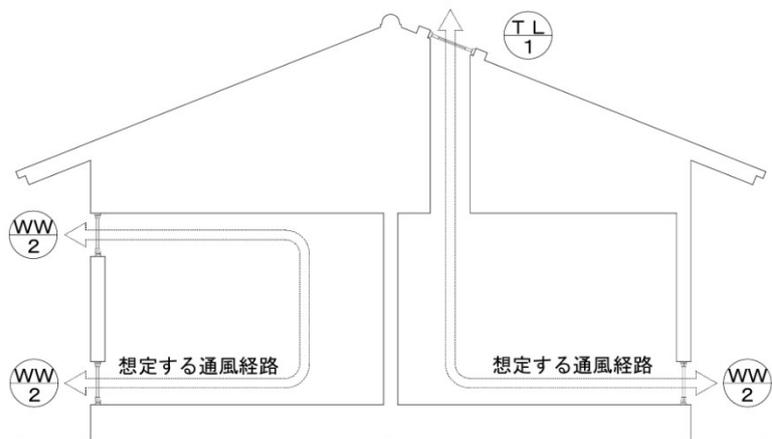
必要な書類	明示する事項
平面図・断面図・建具表	断面図の切断位置と建具配置(平面図) 想定する通風経路と建具配置(断面図) 建具姿図、寸法(建具表) 建具の有効面積の算定計算

3. 完了検査時に必要な書類

なし(現地にて確認)



水平方向の通風経路 (図 22)



垂直方向の通風経路 (図 23)

※用語の解説

- ・「建具の有効面積」は、換気・排煙等の計算方法に準じます。
- ・「高窓」とは、建具の天端位置が天井よりも 30 mm 以下の建具。
- ・「地窓」とは、建具の下端位置が床と同一高さの建具。

※開口面積の根拠について

- ・水平方向については、1 間四方の引き違いまたは引き戸の開口面積は 1.5 m<sup>2</sup> を下回る程度ですが、外部に関してはサッシ枠を取り付ける可能性があるため、外部と内部の開口面積をそれぞれ 1.3 m<sup>2</sup> 以上と 1.4 m<sup>2</sup> 以上としています。
- ・垂直方向については、高窓と地窓をそれぞれ幅 1 間高さ 1 尺の引き違い窓として開口面積を 0.4 m<sup>2</sup> 以上としました。天窗も通気窓なので同一面積としています。

**二 口(2)(iii) 主な居室の大きな窓が掃き出し、連窓、引き込み形式、多層構成の建具等であること**  
**(多層構成の建具とは、雨戸、ガラス戸、網戸、障子など複数の建具を用いたものであれば可とする。)**

### 1. 解説

「主な居室の大きな窓が掃き出し、連窓、引き込み形式、多層構成の建具等であること」とは、居間を含む過半の居室【P19②参照】に、それぞれ1か所以上の窓が有効で2.7㎡以上ある掃き出し、連窓、または有効で1.8㎡以上ある引き込み形式、多層構成の建具等があることをいいます。

### 2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

必要な書類	明示する事項
平面図・建具表	各居室における建具配置(平面図) 建具姿図、寸法(建具表) 建具の有効面積の算定計算

### 3. 完了検査時に必要な書類

なし(現地にて確認)



掃き出し窓 (写真 23)



連窓 (写真 24)



多層構成(雨戸) (写真 25)



引き込み形式 (写真 26)

#### ※用語の解説

- ・「建具の有効面積」は、採光等の計算方法に準じます。
- ・「掃き出し窓」とは、開口部が床面近くの位置まであって出入りができる建具のことです。
- ・「引き込み窓」とは、窓枠の片側または両側の壁に開けた窓を収納することができる窓のことです。

#### ※開口面積の根拠について

- ・開口寸法は部材の芯を基準で幅を1間(有効 1.6m)とし、高さを掃き出しは1間(有効 1.7m)、それ以外(連窓については複数となるため掃き出しと同値)を4尺(有効 1.1m)としています。

**二 口(2)(iv) 6畳以上の広さの畳(県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳に限る)の間、又は5㎡以上の広さの土間を設置したものであること**

1. 解説

「6畳以上の広さの畳の間」とは、1辺の最小長さを1間半(2.7m)とした、9㎡以上の広さの、畳表にイグサを使用した畳敷きの部屋をいいます。「県内に本拠地を置く畳業者」は県内で畳を製作し、現場に敷き込むこととします。「土間」の床は地面のままや三和土(たたき)だけでなく、モルタル等塗仕上げも可とします。

なお、長さや面積は柱芯で算出するものとします。

2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

必要な設計図書	明示する事項
平面図	配置と面積が確認できるもの 床仕上げ材

3. 完了検査時に必要な書類

必要な書類	明示する事項
納品書等	地場製作の畳であることが確認できるもの



畳の間 (写真 27)



土間 (写真 28)

※用語の解説

- ・「土間」とは、家屋内にありながら床板を敷かず、土足での活動を可能としている場所であり、建物の外と中を緩やかにつなぐ空間のことです。

**二 口(2)(v) 外壁の過半が塗壁(漆喰塗等)、板張り壁又は自然石張り壁であること**

1. 解説

「外壁の過半が塗壁(漆喰塗等)、板張り壁又は自然石張り(貼り)壁であること」とは、外壁【P19①参照】の過半【P19②参照】が塗壁(漆喰塗)、板張り壁又は自然石張り(貼り)壁あることをいいます。

板張りには目板張り、落とし込み、縦張り、横張り、下見板張り、焼杉板張り等の種類がありますが、種類は問いません。

2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

必要な設計図書	明示する事項
立面図・断面図	外壁仕上げの仕様および施工範囲 外壁高さ 塗壁、板張り、石張り(貼り)等の使用面積 外壁面積(コンクリート等を使用した水回り部分は除く)のうち、塗壁、板張り、石張り(貼り)等の使用面積の割合及び算定根拠(表4)

3. 完了検査時に必要な書類  
なし(現地にて確認)



板張り壁 (写真 29)



自然石張り壁 (写真 30)



塗壁 (写真 31)

二 口(2)(v) 外壁の過半が塗壁(漆喰塗等)、板張り壁又は自然石貼り壁であること



	(A)壁全体面積 m <sup>2</sup>	(B)塗壁・板張り・自然石貼等の仕上げ面積 m <sup>2</sup>
南面		
北面		
東面		
西面		
合計		
割合 B/A		≥1/2 OK

※戸袋は木製であれば算入可能

算定根拠 (表 4)

※明らかに外壁の過半が塗壁、板張り壁、自然石貼り壁等である場合には算定根拠の添付は不要とします。

## 二 口(2)(vi) 内部の壁の仕上げの過半が塗壁(漆喰塗等)又は板張り壁であること

### 1. 解説

「内部の壁の仕上げの過半が塗壁(漆喰塗等)又は板張り壁であること」とは外壁の屋内に面する部分及び間仕切り壁等の開口部を除く表面積の1/2を超える部分が、塗壁(漆喰塗等)又は板張りの仕上げであることをいいます。ただし、押入や物入等の内壁など見え隠れ部は対象外です。

塗壁(漆喰塗等)とは土塗壁のような小舞竹を組んだ下地の壁や真壁に限定しておらず、ラス張りや各種塗壁専用ボードを使用することも可能です。また塗材はメーカー市販の薄塗材(聚楽調塗材・珪藻土風塗材等)の仕様も可能ですが、左官による鏝塗仕上げであることが条件です。板張りの場合の張り方は問いませんが無垢材(突板も可とします)であることとします。またその場合も真壁・大壁は問いません。

$$\text{塗壁・板張り壁の面積の合計} / \text{内壁面積の合計} \geq 1/2$$

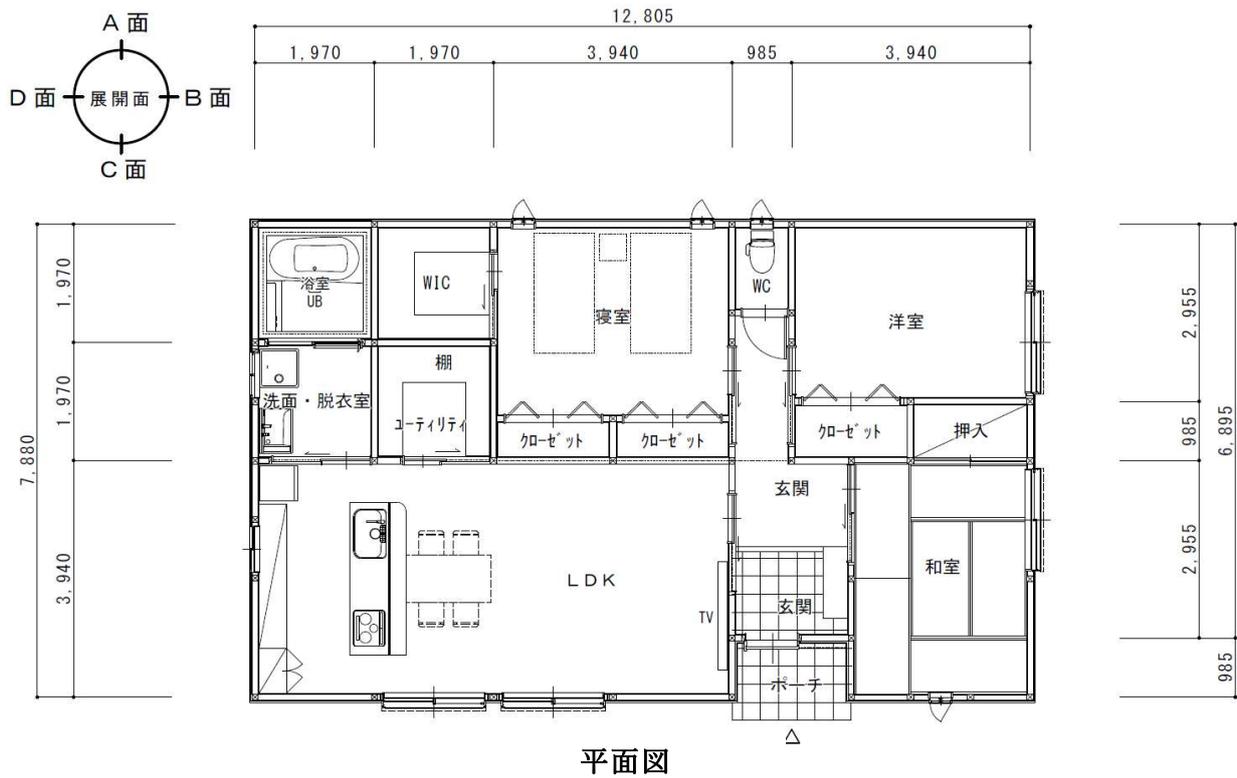
### 2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

必要な設計図書	明示する事項
立面図・断面図	内壁仕上げの仕様 内壁の高さ 面積算定は壁芯・柱芯面積によるものとします。内壁総面積のうち塗壁(漆喰塗等)又は板張り壁の面積の割合及び面積算定根拠(表5)

### 3. 完了検査時に必要な書類

なし(現地にて確認)

二 口(2) (vi) 内部の壁の仕上げの過半が塗壁(漆喰塗等)又は板張り壁であること



各室名	展開面	展開面の面積 (A)	m <sup>2</sup>	開口部面積 (B)	m <sup>2</sup>	塗壁・板張り壁等の面積 (A-B)	m <sup>2</sup>
LDK	A						
	B						
	C						
	D						
寝室	A						
	B						
	C						
	D						
洋室	A						
	B						
	C						
	D						
和室	A						
	B						
	C						
	D						
玄関	A						
	B						
	C						
	D						
洗面・脱衣室	A						
	B						
	C						
	D						
便所	A						
	B						
	C						
	D						
合計		押入・物入等を除くすべての内壁面積の合計 (X)			押入・物入等を除くすべての塗壁等の合計 (Y)		

$X/2 \geq Y$  OK

算定根拠 (表 5)

※明らかに内壁の過半が塗壁(漆喰塗等)又は板張り壁である場合には算定根拠の添付は不要とします。

## 二 口(2)(vii) 屋根が瓦で葺かれていること

### 1. 解説

瓦葺の勾配屋根とし、屋根形状は切妻、寄棟又は入母屋とします。瓦の種類は和瓦とし、材質は粘土瓦・セメント瓦・陶器瓦とします。瓦葺きの種類は棧瓦葺・本瓦葺とし、一部に一文字葺き等による金属板葺き勾配屋根を設ける場合は屋根面積の2割程度まで可能とします。

色調は彩度を抑えることを条件としますが、市町村の景観条例等に規制値がある場合はその規制値によります。

### 2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

必要な設計図書	明示する事項
屋根伏図・立面図	屋根材の仕様（勾配、仕上げ材、マンセル値等）

### 3. 完了検査時に必要な書類

必要な書類	明示する事項
工程写真	屋根葺き材及び形状のわかる写真



切妻屋根（写真 32）



寄棟屋根（写真 33）



入母屋屋根（写真 34）

二 口(2)(Ⅷ) 柱、土台に長崎県産材である木材を用いたものであること

1. 解説

「柱、土台に長崎県産材である木材を用いたものであること」における県産材とは、県産木材認証事業者が自ら生産、加工販売する県産材について県産材の生産地等を記載した証明書が発行された木材のことをいい、その木材を柱及び土台に使用することとします。材種は問いません。なお、無節材など県産材の調達が困難な部材については、本県産以外の材の使用も可とします。

2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

必要な設計図書	明示すべき事項
仕様書・構造図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土台、柱の配置のわかる構造図</li> <li>・仕様書に柱、土台が県産材であることを明記</li> </ul>

3. 完了検査時に必要な書類

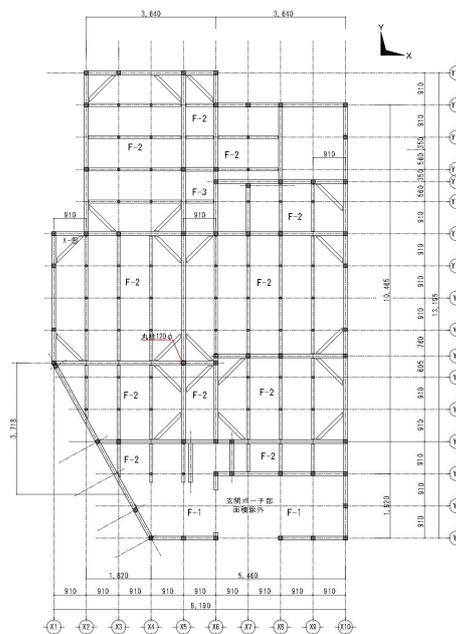
必要な書類	明示する事項
長崎県産木材証明書	使用した柱・土台が長崎県産木材であることを証明できる資料



柱と土台 (写真 35)

木材 凡例			
土台	桧	105×105	(県産材)
大引・火打ち	杉	90×90	
棟	杉		
柱	杉	105×105	(県産材)
間柱	杉	45×105 @455	

木材仕様(表 6)



基礎伏せ図 (図 24)

様式第5号

## 長崎県産木材証明書

年 月 日

( 請負者 )

様

1. 工事名
2. 工事場所
3. 資材内容

樹種	品名	材	等	寸	数量(本)	単材積	材積	備
						m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	

4. 素材の生産地(市町村名等)

上記の製品は、長崎県産木材であることを証明します。

(証明者)

認証事業体番号

名称

代表者氏名

印

TEL

FAX

### 第三号 所管行政庁が定める基準

長崎県基準第三号の「所管行政庁が定める基準」は、以下のとおりです。

**三 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものとして定めたものであること**

長崎市の南山手、東山手地区には幕末～明治期に築造された「外国人居留地」があり、今日においても幕末期以降に建てられた洋館住宅が数多く現存し、独特な景観を形成しており、この地区の一部は、国の伝統的建造物群保存地区及び長崎市景観形成重点地区として指定されています。長崎市ではこの地区（P60参照）において、文化財、景観上の規制基準だけでなく、この地区独自の伝統的な建築文化が継承されるよう、洋館型住宅に関する気候風土適応住宅の基準を定めました。長崎市がこの地区において定める基準（令和7年3月31日 長崎市公告第39号）は次の通りです。

#### 三 次の(1)から(5)に該当すること

- (1) 外壁が塗壁(漆喰塗等)、下見板張り壁又は自然石張り壁であること。
- (2) 屋根が寄棟造で、棧瓦で葺かれていること。
- (3) マントルピースと煙突を設置したものであること。
- (4) 窓の過半が錠戸付きの木製建具(これに類するものを含む。)であること。
- (5) 各階に奥行き 1.5m 以上で、外壁の1辺の 1/2 以上の幅(同一面に複数設置するときは、その幅の合計)のテラス又はヴェランダを設置したものであること。



洋館住宅風景 (写真 36)



洋館住宅風景 (写真 37)

### 三 (1) 外壁が塗壁(漆喰塗等)、下見板張り壁又は自然石張り壁であること

#### 1. 解説

「外壁が塗壁(漆喰塗等)、下見板張り壁又は自然石張り壁であること」とは全ての外壁面がいずれかの仕上げであることをいいます。外壁仕上げは、各面または同一面でいずれかの複数の仕上げとすることも可能とします。下見板張り壁は、相じゃくりの横羽目板張りとすることも可能とします。

塗壁については、伝統的工法の漆喰塗壁を基本とし、同様な仕上材(コテ塗り壁、モルタル仕上壁等)も可能としますが、色は漆喰塗壁を模した色とします。

また、法 22 条区域・準防火地域内で延焼のおそれがある部分の外壁で防火構造等としなければならない場合には、告示に例示された各防耐火構造仕様の外壁に表面材として下見板張り壁を張る等の処置が必要です。(ぎょうせい：建築物の防火避難規定の解説及び、住宅生産団体連合会：外壁に不燃材料等を張る場合の防火上の取扱いについての解説を参照のこと)

#### 2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

必要な設計図書	明示する事項
立面図・矩計図	仕上げの種類、仕様

#### 3. 完了検査時に必要な書類

なし(現地にて確認)



下見板張り壁 (写真 38)



漆喰塗壁 (写真 39)

#### ※用語の解説

- ・「下見板張り壁」とは、横羽目板壁の一種で、上方の板の下端を下方の板の上端に羽重ねにして張る方法をいいます。

### 三 (2) 屋根が寄棟造で、棧瓦で葺かれていること

#### 1. 解説

東山手、南山手の居留地の洋館においてはほぼ全てが寄棟形式の棧瓦葺きでありそれ以外の様式はほぼ存在しません。そのため、屋根は寄棟の和瓦棧瓦葺きとし屋根勾配は4寸から5寸程度とします。

軒の出は、0.6m以上とし、軒裏で延焼の恐れのある部分については、防火構造以上の仕上げとします。

\* 軒の出寸法は「ロ(2)(i)の軒詳細図」を参照。

\* 屋根の色は黒、銀黒とします。

#### 2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

必要な設計図書	明示する事項
仕上表・屋根伏図・ 立面図・矩計図	屋根形状、勾配、寸法 屋根仕上げ

#### 3. 完了検査時に必要な書類

必要な書類	明示する事項
工程写真	屋根の形状及び和瓦の状況



寄棟造の棧瓦葺き (写真 40)



軒裏の板張り (写真 41)

### 三 (3) マントルピースと煙突を設置したものであること

#### 1. 解説

マントルピースについては、壁に直接造りつけられた装飾的な暖炉であるため、家具での代用は不可とします。ただし、暖炉の機能を必ずしも設けなければならないものではなく、装飾的に同じように見えるものであれば可とします。最低でも一箇所以上設置する事とします。

煙突については、屋根から突出したものとし、形状は矩形とします。外観だけで煙突の機能を満たしていないものも可とします。

#### 2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

必要な設計図書	明示する事項
立面図・矩計図	煙突の仕上げの種類と仕様
仕上表・平面図・立面図・展開図	マントルピースの姿図、寸法、仕上げ材料

#### 3. 完了検査時に必要な書類

必要な書類	明示する事項
工程写真	煙突の形状



煙突 (写真 42)



マントルピース (写真 43)

#### ※用語の解説

- ・「マントルピース」とは、洋室の壁に造り付けた、装飾的な暖炉。室内の明かりを増やすため大型鏡が設置されることもあります。

### 三 (4) 窓の過半が鎧戸付きの木製建具（これに類するものを含む）であること

#### 1. 解説

長崎居留地内の、特に住宅建築の洋館には「鎧戸付き両開き窓」や「鎧戸付き上げ下げ窓」が多く用いられています。そのため、建物全体の窓のうち、小規模窓(おおよそ 1 m<sup>2</sup>以下)を除く過半の窓を鎧戸付き建具とします。ただし、準防火地域内で、延焼の恐れのある部分に設置する場合には、防火設備とする必要があることから鎧戸付きアルミ製建具（これに類するものを含む）でも可とします。

なお、その際、鎧戸については、木製も可とします。

#### 2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

必要な設計図書	明示する事項
仕上表・平面図・ 立面図・建具表	姿図、寸法、仕様

#### 3. 完了検査時に必要な書類

なし(現地にて確認)



鎧戸付き木製両開き窓 (写真 44)



鎧戸付きアルミ製上げ下げ窓 (写真 45)

#### ※用語の解説

- ・「鎧戸」とは、小幅の横板を傾斜させて並べた鎧板を取り付けてある戸で、がらり戸ともいいます。

**三 (5) 各階に奥行き1.5m以上で、外壁の1辺の1/2以上の幅(同一面に複数設置するときは、その幅の合計)のテラス又はヴェランダを設置したものであること。**

1. 解説

長崎居留地にある明治中期から後期の洋館ではそこまで広くないものの、椅子を並べてくつろげる程度の空間が確保されています。

そのため、各階に芯々寸法で1.5 (有効1.3) m以上で、外壁の1辺の1/2以上の幅(同一面に複数設置するときは、その幅の合計)のテラス又はヴェランダを設置したものとします。

また、テラスは、玄関ポーチと連続した空間とすることも可能とします。

なお、テラスやヴェランダの屋外独立柱、梁は現わし仕様としますが、延焼の恐れのある部分にかかる箇所については、防火構造とするか、燃えしろ設計等によるものとする必要があります。

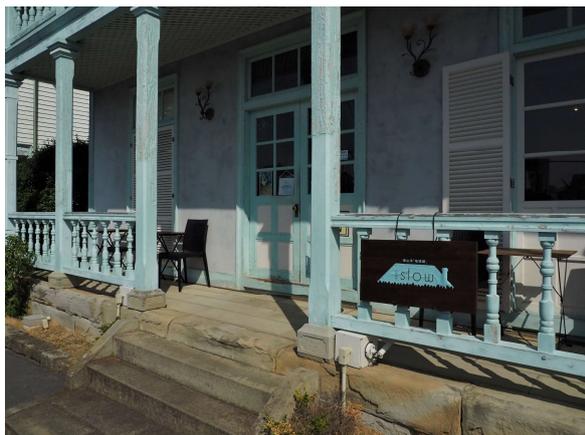
2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

必要な設計図書	明示する事項
仕上表・平面図・立面図・断面図	姿図、寸法、仕様

3. 完了検査時に必要な書類

なし(現地にて確認)

三 (5) 各階に奥行き1.5m以上で、外壁の1辺の1/2以上の幅のテラス又はヴェランダを設置したものであること



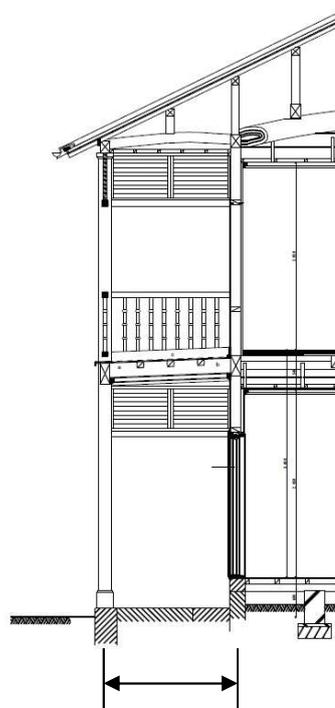
テラス (写真 46)



ヴェランダ (写真 47)



玄関ポーチ兼テラス (写真 48)



芯々1.5m (有効 1.3m) 以上

洋館断面図 (テラス、ヴェランダ) (図 25)

#### ※用語の解説

- ・「ヴェランダ」というのは建物の外周に付随した屋根付きの縁台を指し、1階に設置された場合には「テラス」と呼びます。これらは掃き出し窓や扉などで屋内と繋がり、本来は生活空間の一部として使われたものです。

### Ⅲ 参考資料

#### Ⅲ 参考資料

- 1 気候風土適応住宅の基準（国土交通省 告示第 786 号）
- 2 長崎市洋館型住宅の対象地域

## (参考 1)

## 気候風土適応住宅であり外皮基準に適合させることが困難であるものを定める基準

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準

(令和元年 11 月 15 日 国交省告示第 786 号)

改正 (令和 6 年 6 月 28 日 国交省告示第 975 号)

1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令附則第二条に規定する地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより同令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。

一 次のイからニまでのいずれかに該当するものであること

イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること

ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

ハ 屋根が茅葺であること

ニ 次の(1)及び(2)に該当すること

(1) 外壁について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること

(i) 片面を真壁造とした土塗壁であること

(ii) 片面を真壁造とした落とし込み板壁であること

(iii) 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

(2) 屋根、床及び窓について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること

(i) 屋根が以下のいずれかの構造であること

①化粧野地天井

②面戸板現し

③せがい造り

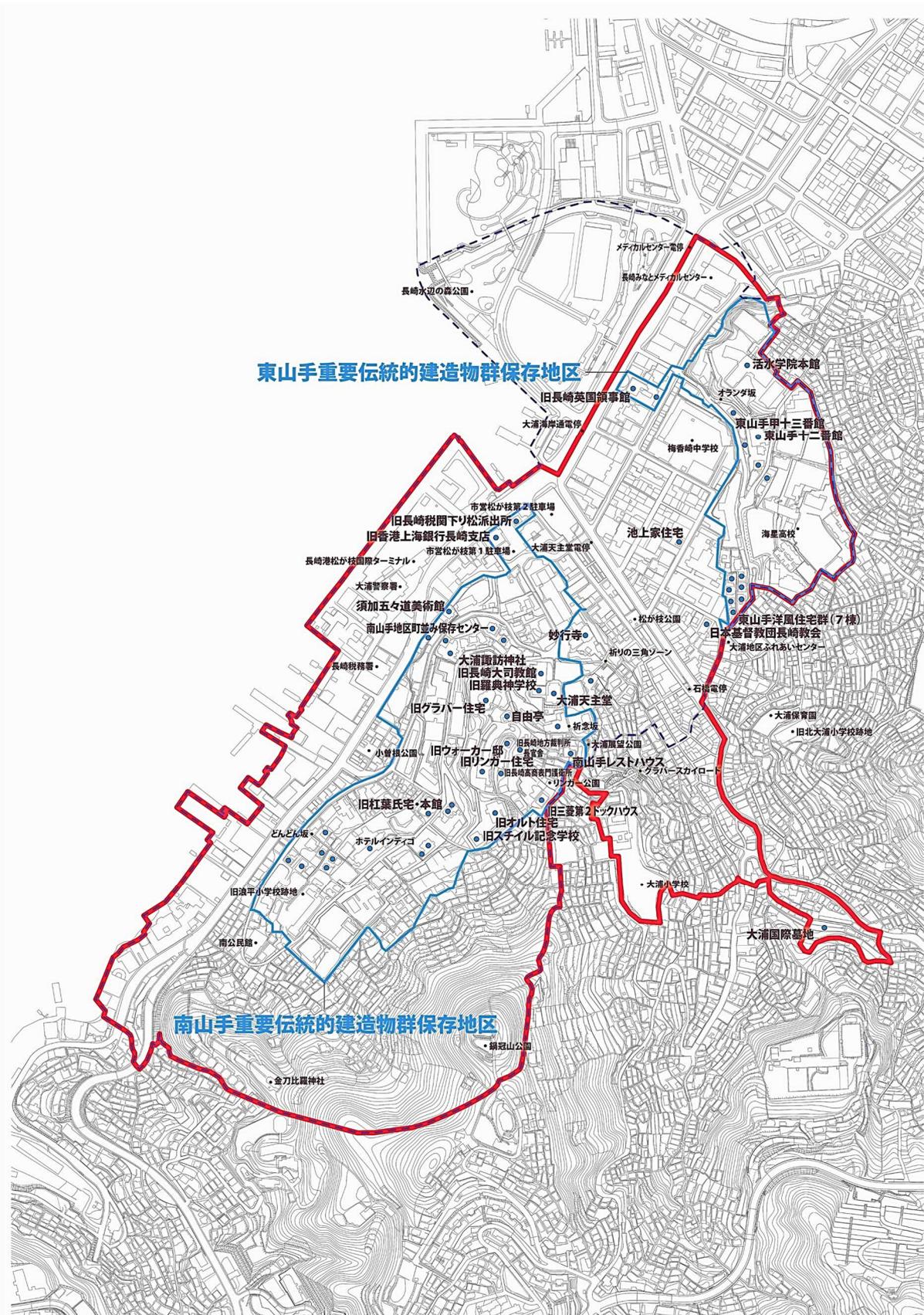
(ii) 床が板張りであること

(iii) 窓の過半が地場製作の木製建具であること

二 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件のみでは、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件に必要な要件を付加したものを別に定めている場合には、これに適合していること

2 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものを別に定めたときは、気候風土適応住宅の基準は、1の規定にかかわらず、当該別に定めた要件に該当するものであることとする。

(参考 2) 長崎市洋館型住宅の対象地域



長崎市歴史的風致維持向上計画の重点区域の範囲 (赤枠内)

## あとがき

### 一 長崎型気候風土適応住宅の今後に向けて 一

このたびの建築物省エネ法の改正にあたり、省エネルギー基準適合義務の対象外となっていた住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合が2025年4月1日より義務化となりました。この改正により、これまで我国で綿々とその地域の気候風土に適応するように発展してきた我国独特の住宅建築の姿が大きく変わらざるを得ないところとなり、伝統的な工法に基づく住宅が今後失われることが危惧されることから、「気候風土適応住宅」という考え方が生まれた背景です。

このような地域や地方の気候風土に適応した住宅というものは決して特別なものではなく、例えば雨や湿気が多い地域であれば屋根の勾配、室内の通気を考慮した窓形状や配置、床下通気など、それぞれに工夫を凝らしてきました。このようなことは地域特有の気候風土の中で、いかに快適な生活を続けることが出来るかということに関して、先人の知恵と工夫から自然発生的に編み出されたものです。しかし明治の近代化を境に欧米の文化が「文明開化」の名のもとに急速に広まり、建築の世界でも、コンクリートや鉄、ガラスというような、それまで我国で主要部材として使われることが無かった無機系の材料がそれらの国産化と共に都市部の建築や機能を優先する工場建築などを中心に急速に普及しました。以降、近代化工法はさらに発展し、現代建築の主流となり引き継がれてきました。

一方で現代に至っては我国で古来より育まれてきた木造建築というものは住宅を中心として脈々と引き継がれてきたものの、耐久性能や工事の効率化の観点から、接手・仕口といった大工仕事として手間のかかる部分の工場機械加工の継手、仕口（プレカット）化、左官仕事における工法の乾式化、外壁材料であれば木板からセメント系の板へと様変わりしてきました。これらの工法や材料の変化は必ずしもそれだけで我国の気候風土に適応出来るもの、あるいは安全性の確保とは限らず、空調設備や金物による補強などに頼らなければ快適性や安全性を保つことが出来ない側面もあることは否めません。

また、このガイドラインでは、長崎居留地内に特化した洋館型住宅の基準も取り上げました。この洋館型住宅は、そもそもの始まりが外国人居留地に住まう外国人向け住宅が始まりです。前記「文明開化」の基となる住宅建築を直輸入したものを、施工にあたり我国の建築技法を取り入れたものであることから、我国固有の住宅建築の歩みとは異なります。前段の長崎県全体が対象の「長崎型基準」が伝統工法、技法の継承をその目的のひとつとし、その上で省エネルギーを鑑み、快適性を求めた伝統的住宅として考えられているに対し、居留地の「洋館型基準」はその地域の特殊な事情から生まれた住宅景観の継承に重きを置いた基準であり、おのずと性格の異なるものとなります。

今回、このガイドラインで取り上げた「長崎型気候風土適応住宅」というものを決して難しく考えず、省エネルギーを鑑みた上で伝統的により快適性を求めた住宅と捉えてください。このガイドラインが広く活用され、伝統的工法や意匠の継承がなされ、長崎県において地域の伝統的な工法や意匠が残され、未来に継承されることを切に願います。

---

## 長崎型気候風土適応住宅基準運用ガイドライン（解説書）

2025年3月

---

長崎型気候風土適応住宅基準作成検討会議

ガイドライン作成部会

作成部会 座長

鉄川 進（長崎県建築士会顧問）

長崎県土木部建築課

森 孝雄、平山 隆一

長崎市建築部建築指導課

森岡 実、小川 陸

一般社団法人 長崎県建築士会

中野 善弘（同会 会長）

高橋 弘一（同会専務理事）

荒木 由美、丸岡 浩樹、鯖江 康裕、森濱 秀人

一般社団法人全国古民家再生協会

福田 敏幸（同会長崎第1支部 支部長）

三好 定和、中村 辰也

---



長崎型気候風土適応住宅基準  
運用ガイドライン（解説書）

長崎型気候風土適応住宅基準作成検討会議

令和7年4月1日